

八尾居宅介護支援事業所 居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人社団 藤聖会
事業者の所在地	富山県富山市八尾町福島7-42
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 藤井 久丈
電話番号	076-455-3000
指定年月日及び指定番号	平成11年8月17日 富山県指令高第799号

2. ご利用の事業所

事業所の名称	八尾居宅介護支援事業所
事業所の所在地	富山県富山市八尾町福島7丁目42番地
管理者の氏名	大橋 真理子
電話番号	076-455-8050
ファックス番号	076-454-3262
指定事業所番号	1671800181

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的 八尾居宅介護支援事業所（以下「当事業所」という）は、居宅介護支援の事業を行うものであり、居宅要介護者が指定居宅サービス等の適切な利用をする事ができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成すると共に計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の便宜の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

事業運営の方針 当事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- (1) 要介護状態にある利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう配慮する。

- (2) 利用者に提供される保健医療サービス及び福祉サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行うものとする。
- (3) 前6か月間に当事業所において作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置つけられた居宅サービス計画の数が占める割合、同一事業者によって提供されたものが占める割合などにつき説明、理解を得ることとする。利用状況は別紙とおります。
- (4) 利用者に提供される指定居宅サービス等は、複数の事業者の紹介を行い、利用者の選択に基づき居宅サービス計画に位置付け、利用者の求めに応じ居宅サービス計画に位置付けた理由を説明する。
- (5) 富山市、他の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- (6) 従業者の教育研修を重視する。

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格の内容
		常勤		非常勤				
		専従	兼従	専従	兼従			
管理者	1		1			1	1	
介護支援専門員	3	2	1			2.0	1以上	

5. 営業日及び営業時間

- 営業日 毎週月曜日から土曜日
但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までは除く。
- 営業時間 毎週月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分
毎週土曜日の午前8時30分～午後12時30分

6. 事業の実施地域

- 実施地域 通常の事業の実施地域は、富山市のうち八尾地域、山田地域とする。

7. 居宅介護支援サービスの概要

(1) 提供するサービス内容

① 居宅サービス計画の作成

- ・必要に応じてご自宅を訪問し、利用者やご家族からお話を伺います。
- ・利用者の了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

(2) その他 行政機関、苦情受付機関の相談・苦情窓口にも相談することもできます。

八尾行政サービスセンター地域福祉係

住所 富山市八尾町福島200番地
ご連絡先 電話 076-455-2461

富山市介護保険課

住所 富山市新桜町7-38
ご連絡先 電話 076-443-2041

国民健康保険団体連合会

住所 富山市下野字豆田995-3 県市町村会館内
ご連絡先 電話 076-431-9816

富山県福祉サービス運営適正化委員会

住所 富山市安住町5番21号
富山県総合福祉会館（サンシップとやま）2階
ご連絡先 電話 076-432-3280

9. 事故が発生した場合の対応

- ① 事故発生時には、救急搬送の要請など利用者の生命、身体の安全を最優先に対応します。
- ② 速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、事故の状況を説明し、事故に至る経緯・経過・原因等を分析し事故防止対策を検討します。
- ③ 当事業所は、サービスの提供に伴って、当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

10. 秘密保持

- ① 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。
- ② 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- ③ 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

11. 虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発防止のために、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。
- 2 虐待防止のための指針を整備すること。
- 3 虐待防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
- 4 担当者は管理者とすること。
- 5 その他虐待防止のために必要な措置。

本事業所は、サービス利用提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1.2. 事業継続計画

- 1 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- 2 本事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3. 感染症の予防およびまん延の防止

本事業所は、事業所内において感染症が発生しまたはまん延しないように以下の通り措置を講じます。

- 1 本事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、概ね6月1回以上開催します。またその結果を従業員へ周知徹底を図ります。
- 2 本事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
- 3 本事業所において従業員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

1.4. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 藤聖会 八尾クリニック
電話番号	076-454-5000